平成２８年（フ）第４７２号
広島市安佐北区落合南２丁目４番20―202号エルディム落合南Ｂ
債務者　秋山　一成
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６６号
宮崎市旭１丁目５番４号　ファースト旭401号、前住所宮崎市吉村町西中甲1331番地６清水ハイツ207号
債務者　稲田三代明
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０９号
宮崎市天満２丁目３番15号
債務者　原　　敏光
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１０号
宮崎市佐土原町下田島9163番地１　スカイコーポ105号、前住所宮崎市佐土原町下田島20510番地19　市営住宅広瀬台274棟403号
債務者　小𠮷　弘香
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4119番地47（ナカイマンション301号）
債務者　塩満　一輝
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目13番３号（ロイヤルハイツ今村305号）
債務者　塩満　悦子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４９号
鹿児島県薩摩川内市百次町3007番地５
債務者　飯母　博昭
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
鹿児島県薩摩川内市百次町3007番地５
債務者　飯母　逸子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
鹿児島県出水市下鯖町1355番地
債務者　松岡　紀子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
富山県黒部市犬山498番地
債務者　中田由起子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第１３号
富山県下新川郡入善町椚山1451番地７
債務者　田中　美穂
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第１４号
富山県魚津市北中677番地
債務者　窪田美由希
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第８４号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草2362番地１コーポフェニックス103号
債務者　赤木ハルヨ
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第８６号
宮崎県日向市大王町４丁目95番地　市営大王谷住宅４棟７号
債務者　西村　和城
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第５３号
宮城県栗原市志波姫伊豆野城内前１番地１、従前の住所宮城県栗原市志波姫八樟新田130番地８
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
福島県須賀川市前川10番地１　クラシオン１―102号
債務者　佐久間明美
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係